

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 「がん」に関連する医療行政について

### 医療法、がん対策基本法、健康保険法等

作成 : 日医工株式会社 (公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定登録番号第4310号 山岸義彦  
 : 日医工株式会社 (公社) 日本医業経営コンサルタント協会認定登録番号第4828号 長岡俊広

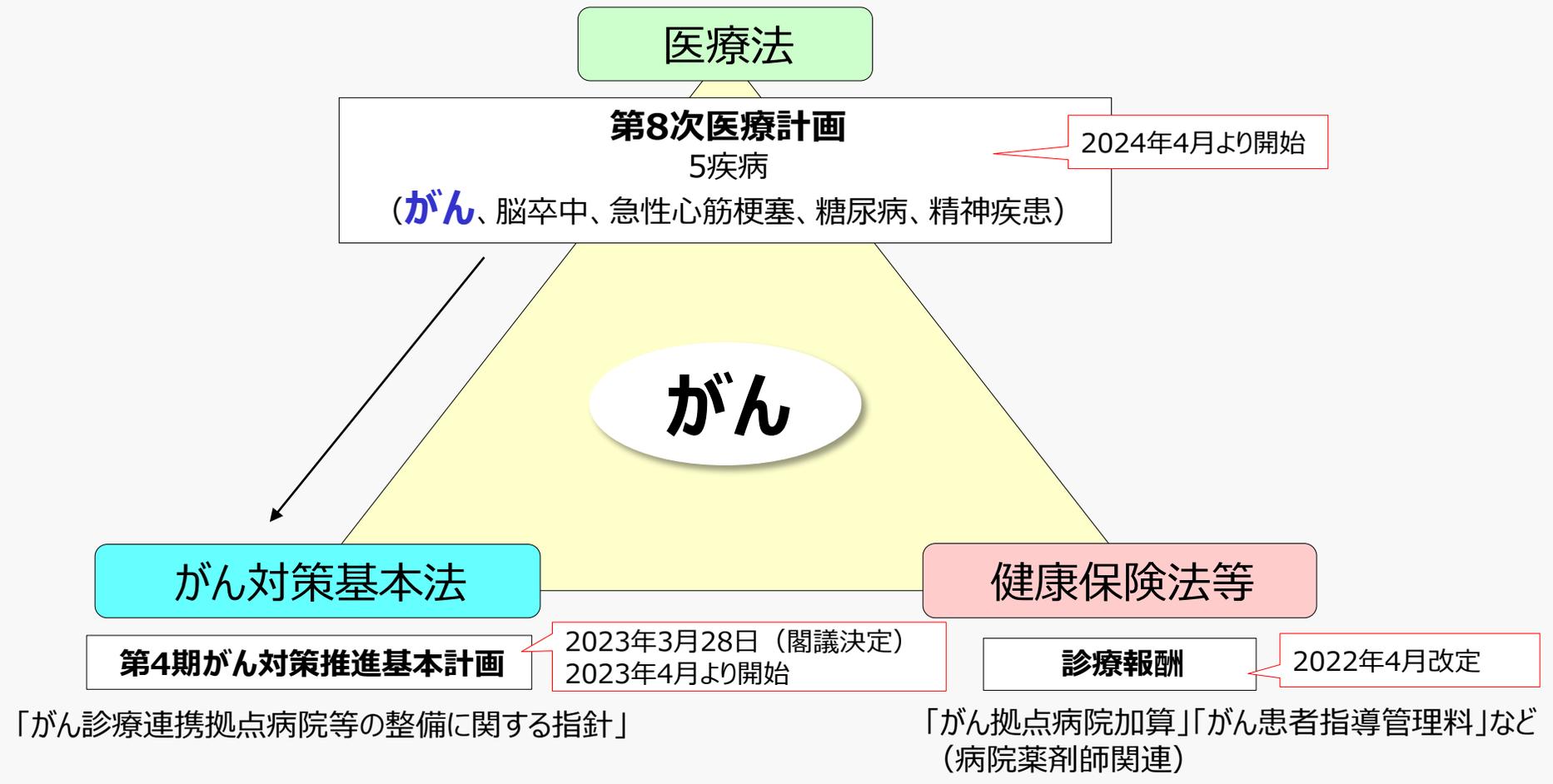
参考資料 : 2022年8月1日 健発0801第16号厚生労働省健康局長「がん診療連携拠点病院等の整備について」  
 健発0801第17号厚生労働省健康局長「小児がん拠点病院等の整備について」  
 健発0801第17号厚生労働省健康局長「がんゲノム医療中核病院等の整備について」  
 : 2022年11月4日 第17回 第8次医療計画等に関する検討会「5疾病について(その2)」  
 : 2022年12月22日 第9回小児がん拠点病院の指定に関する検討会  
 : 2023年1月19日 第22回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会  
 : 2023年2月13日 第4回がんゲノム医療中核拠点病院等の指定に関する検討会

資料No. 20230620-2044(1)

本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです  
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

# 「がん」に関連する医療行政等の構成

「がん」に関する取組として、医療法における「第8次医療計画」やがん対策基本法における「第4次がん対策推進基本計画」で、今後の対策が練られています。  
 また、これらの計画に沿う形で、診療報酬上でも「がん」に対する評価が盛り込まれています。



# 【医療法】第8次医療計画におけるがんに関する変更点①

## （「がんの医療体制構築に係る指針」より）

医療法の第8次医療計画に向けて、がんの医療提供体制に係る指針が改定されました。この中で政府は、がん対策としてがん対策基本法の「がん対策推進基本計画（令和5年3月閣議決定）」に基づき、都道府県に対して地域のがん医療の現状を踏まえて対応するよう求めています。

### 「指針の」主な変更点

青文字アンダーライン = 追加された内容

#### 第1 がんの現状

##### 3 がんの医療

- (5) 小児・AYA世代（思春期世代と若年成人世代）のがん
- (6) がんゲノム医療

#### 第2 医療体制の構築に必要な事項

##### 1 目指すべき方向

##### (4) 新興感染症の発生・まん延時における体制

- ① 新興感染症の発生・まん延時の状況に応じた適切ながん検診の提供体制
- ② 必要ながん医療を提供するための診療機能の役割分担や各施設が協力した人材育成や応援体制の構築等、地域の実情に応じた連携体制

##### 2 各医療機能と連携

##### (1) がんを予防する機能【予防・早期発見】

##### ② 医療機関に求められる事項

- ・がんと診断された時から患者とその家族等に対して全人的な緩和ケアを実施すること。
- ・さらに、拠点病院等としては以下の対応が求められる。なを詳細については、「がん診療連携拠点病院等の整備について」（令和4年8月1日付健発0801第16号厚生労働省健康局長通知）を参照すること。
- ・患者の病態に応じて、より適切ながん医療を提供できるよう、多職種によるカンファレンスを設置し、月1回以上、開催すること。
- ・がんゲノム医療等の高度かつ専門的な医療等については、地域における役割分担等を踏まえつつ、必要に応じて他の医療機関と連携し実施すること
- ・患者とその家族等の意向に応じて、専門的な知識を有する第三者の立場にある医師の意見を求めるためのセカンドオピニオンを提示する体制を整備し、患者やその家族等に分かりやすく公表すること

# 【医療法】第8次医療計画におけるがんに関する変更点②

## （「がんの医療体制構築に係る指針」より）

### 「指針の」主な変更点

- ・産業医等との連携を含めた体制を確保し、相談支援や情報の発信等を行うこと。
- ・がんと診断されたときから患者とその家族等に対して全人的な緩和ケアを実施するために必要な緩和ケアチームや外来での緩和ケア提供体制等を整備すること
- ・がんの治療の合併症予防や、その病状の軽減を図るため、治療中の口腔管理を実施する病院内の歯科や歯科医療機関との連携を図ること。

#### ③ 医療機関の例

- ・拠点病院等

#### (3) 在宅療養支援機能【療養支援】

#### ③ 医療機関等の例

- ・薬局（専門医療機関連携薬局を含む）

### 第3 構築の具体的な手段

#### 1 現状の把握

#### (2) 医療資源・連携等に関する情報

#### ① がん診療機能

←(地域連携クリティカルパスの整備状況)← ←削除

- ・ 小児がん拠点病院・小児がん連携病院の連携状況
- ・ がんゲノム医療中核拠点病院等と都道府県内のがん診療を行う病院との連携状況

「第4期がん対策推進基本計画」では、がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針を改定し、各病院に求められる「指定要件」が見直されています。

## がん診療連携拠点病院等の整備について（通知）

がん対策については、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」により、総合的かつ計画的に推進しています。  
「がん診療提供体制のあり方に関する検討会」からの提言を踏まえ「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」で通知されます。

### がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針

#### 【指定について】

#### I **がん診療連携拠点病院等**

#### 【指定要件について】

#### II **地域がん診療連携拠点病院**

#### III **特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合**

#### IV **都道府県がん診療連携拠点病院**

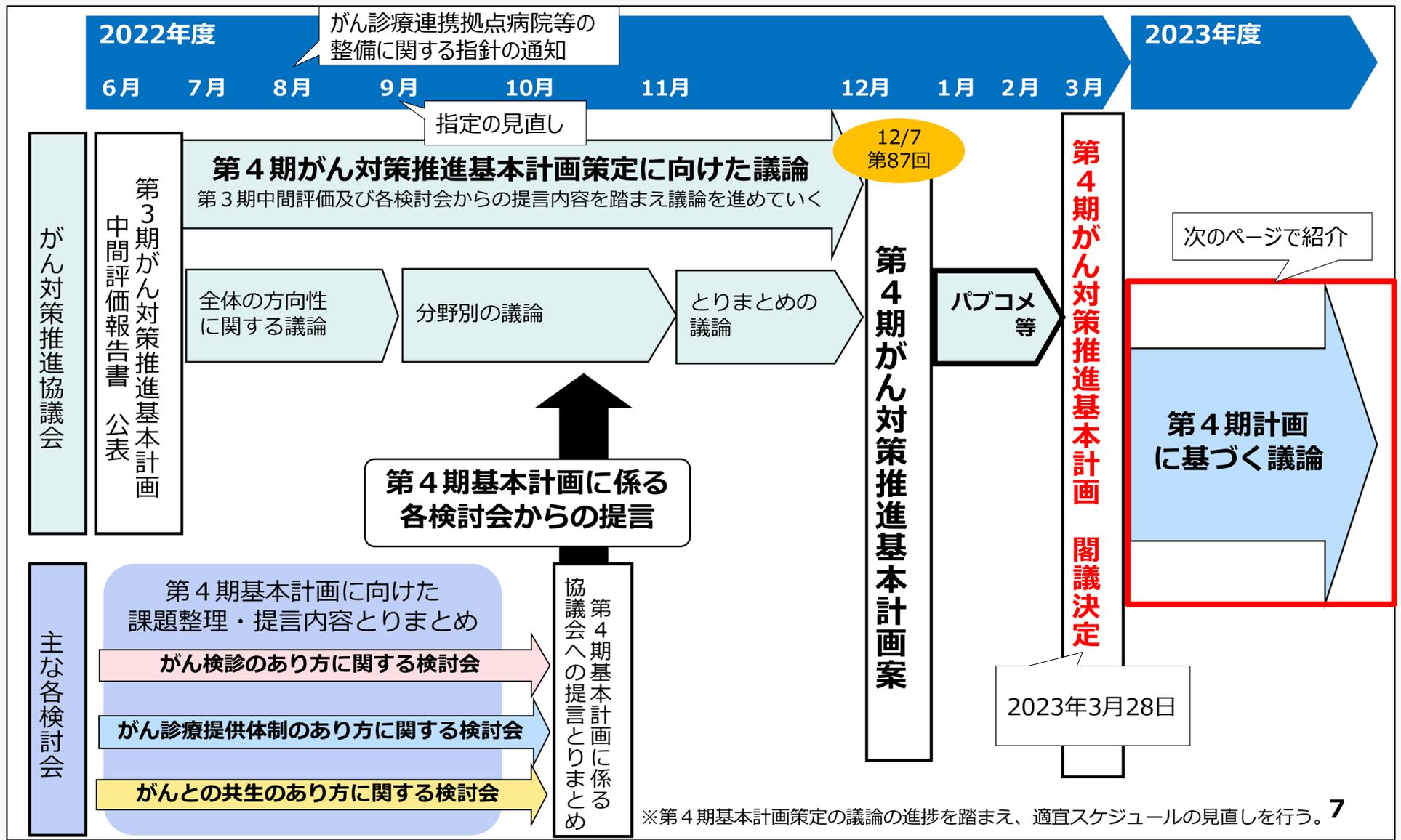
#### V **特定領域がん診療連携拠点病院**

#### VI **地域がん診療病院**

#### VII **既指定病院の取扱い、指定・指定の更新の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について**

【参考資料】 2022年8月1日 健発0801第16号厚生労働省健康局長「がん診療連携拠点病院等の整備について」もとに日医工（株）が編集

2023年4月の第4期がん対策推進基本計画施行に向けて、議論が進められ、計画に基づく議論が始まりました

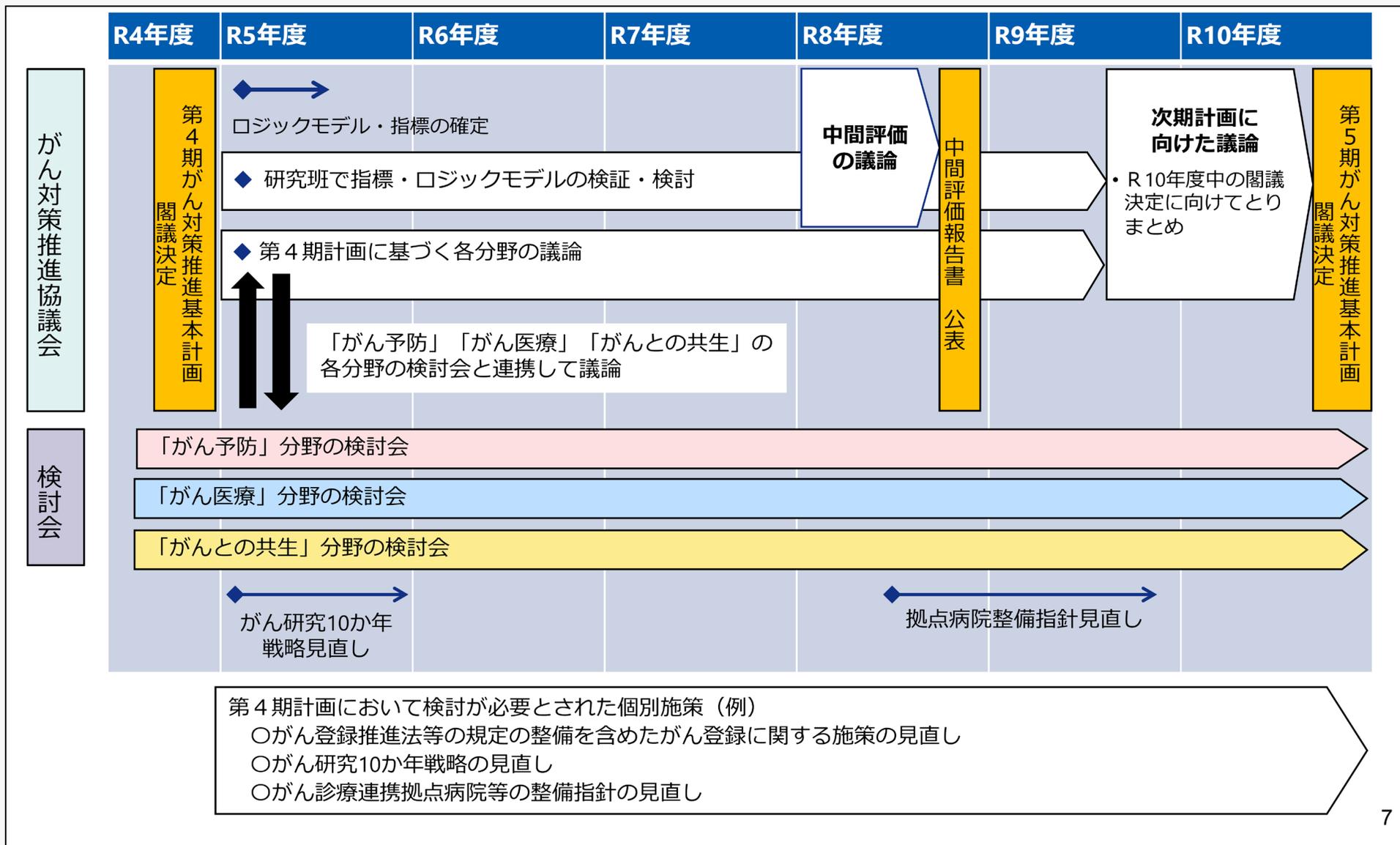


※第4期基本計画策定の議論の進捗を踏まえ、適宜スケジュールの見直しを行う。7

【参考資料】 令和4年12月7日 第87回がん対策推進協議会「第4期がん対策推進基本計画（案）について」日医工（株）により一部改変

本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

2023年4月からは、がん対策推進協議会等でスケジュールに沿って議論が進められていきます。



# 第4期がん対策推進基本計画の概要

(令和5年3月28日閣議決定)

計画の骨格は、第3期計画を踏襲し(1)がん予防（生活習慣改善などの1次予防、検診による2次予防）(2)がん医療(3)がんとの共生 (4) (1)から(3)を支える「基盤」整備—の4本柱となっています。

## 第1. 全体目標と分野別目標 / 第2. 分野別施策と個別目標

**全体目標：「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」**

### 「がん予防」分野の分野別目標

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

#### 1. がん予防

- (1) がんの1次予防
  - ①生活習慣について
  - ②感染症対策について
- (2) がんの2次予防（がん検診）
  - ①受診率向上対策について
  - ②がん検診の精度管理等について
  - ③科学的根拠に基づくがん検診の実施について

### 「がん医療」分野の分野別目標

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

#### 2. がん医療

- (1) がん医療提供体制等
  - ①医療提供体制の均てん化・集約化について
  - ②がんゲノム医療について
  - ③手術療法・放射線療法・薬物療法について
  - ④チーム医療の推進について
  - ⑤がんのリハビリテーションについて
  - ⑥支持療法の推進について
  - ⑦がんと診断された時からの緩和ケアの推進について
  - ⑧妊孕性温存療法について
- (2) 希少がん及び難治性がん対策
- (3) 小児がん及びAYA世代のがん対策
- (4) 高齢者のがん対策
- (5) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

### 「がんとの共生」分野の分野別目標

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す

#### 3. がんとの共生

- (1) 相談支援及び情報提供
  - ①相談支援について
  - ②情報提供について
- (2) 社会連携に基づく緩和ケア等のがん対策・患者支援
- (3) がん患者等の社会的な問題への対策（サバイバーシップ支援）
  - ①就労支援について
  - ②アピアランスケアについて
  - ③がん診断後の自殺対策について
  - ④その他の社会的な問題について
- (4) ライフステージに応じた療養環境への支援
  - ①小児・AYA世代について
  - ②高齢者について

#### 4. これらを支える基盤

- (1) 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
- (2) 人材育成の強化
- (3) がん教育及びがんに関する知識の普及啓発
- (4) がん登録の利活用の推進
- (5) 患者・市民参画の推進
- (6) デジタル化の推進

## 第3. がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 1. 関係者等の連携協力の更なる強化
- 2. 感染症発生・まん延時や災害時等を見据えた対策
- 3. 都道府県による計画の策定
- 4. 国民の努力
- 5. 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 6. 目標の達成状況の把握
- 7. 基本計画の見直し

**がん診療連携拠点病院等**とは、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう指定された病院で、**全国で456か所指定されています。**

**小児がん拠点病院等**とは、**小児・AYA世代**（15歳から39歳）の患者についても、全人的な質の高いがん医療及び支援を受けることができるよう、**全国で17か所の病院が指定されています**

**がんゲノム医療中核拠点病院等**とは**ゲノム医療**を必要とするがん患者が、全国どこにいても、がんゲノム医療を受けられる体制を構築するため、**全国に248か所の病院が指定されています。**

これらの医療機関においては、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を行っています。

## 成人向け

### がん診療連携拠点病院等

国立がん研究センター（2か所）

都道府県がん診療連携拠点病院（51か所）

地域がん診療連携拠点病院（357か所）

特定領域がん診療連携拠点病院（1か所）

地域がん診療病院（47か所）

（令和5年4月1日現在）



## 小児向け

### 小児がん拠点病院等

小児がん中央機関（2か所）

小児がん拠点病院（15か所）

（令和5年4月1日現在）



## がんゲノム

### がんゲノム医療中核拠点病院等

がんゲノム医療中核拠点病院（13か所）

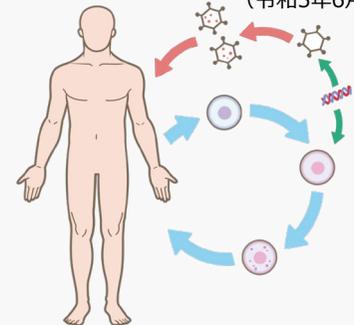
（令和5年6月1日現在）

がんゲノム医療拠点病院（32か所）

（令和5年6月1日現在）

がんゲノム医療連携病院（203か所）

（令和5年6月1日現在）



【参考資料】

厚生労働省ホームページ がん診療連携拠点病院等（令和5年6月15日）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/gan/gan\\_byoin.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/gan/gan_byoin.html)

第4期がん対策基本計画に向け、2022年8月に拠点病院等の整備指針が改定されました。この見直しは、「都道府県協議会の機能強化」「更なるがん医療提供体制の充実」「それぞれの特性に応じた診療提供体制」「指定に関する課題の整理」の4つの視点に分類されています。

## 都道府県協議会の機能強化

- 希少がんや特殊な治療法についての役割分担
- 感染症のまん延や災害等におけるBCPに関する議論
- 都道府県内の診療機能および実績の収集・分析・評価・広報
- 診療従事者の育成および適正配置に向けた調整

## 更なるがん医療提供体制の充実

- がんリハビリテーションの体制整備
- 全ての診療従事者の緩和ケアへの対応能力の向上
- がん相談支援センターの周知に向けた取組

## それぞれの特性に応じた診療提供体制

- 希少がん・難治がんに対する対応
- 小児・AYA世代のがん患者に対する対応
- 妊孕性温存療法のための体制整備
- 高齢者のがん患者に対する対応

## 指定に関する課題の整理

- 地域がん診療連携拠点病院（高度型）の廃止
- 医師数が300人以下医療圏における緩和要件の原則廃止
- 要件未充足の際の指定類型見直しについての整理

【参考資料】 2022年11月4日 第8次医療計画等に関する研究会資料 1 をもとに日医工（株）が作成

本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

Copyright©2023Nichi-IkoPharmaceuticalCo.,Ltd.

各がん診療連携拠点病院の主な整備指針を記載しています。

## 都道府県 がん診療連携協議会



都道府県がん診療連携拠点病院は都道府県協議会を設置し、都道府県内のがん診療に係る情報の共有、評価、分析及び発言を行う

## 都道府県がん診療連携拠点病院



- 都道府県における中心的な役割
  - ・がん医療の質の向上
  - ・がん診療連携協力体制の構築
  - ・PDCAサイクルの確保

## 特定領域がん診療連携拠点病院



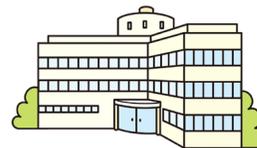
- 特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する医療機関

## 地域がん診療連携拠点病院



- がん医療圏に 1 カ所整備
  - ・専門的ながん医療の提供
  - ・がん診療の連携協力体制の整備
  - ・がん患者に対する相談支援及び情報提供
- 満たすべき要件
  - ・診療体制
  - ・診療従事者
  - ・診療実績
  - ・研修の提供
  - ・情報の収集提供体制等

## 国立がん研究センター



- 我が国のがん対策の中核的機関として、我が国全体のがん医療を牽引する役割を担う
- 要件
  - ・医師やその他の診療従事者の育成
  - ・がん診療等に関する情報の収集、分析等
  - ・都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催

## 地域がん診療病院



- 隣接するがん医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定し、がん診療連携拠点病院の無いがん医療圏に 1 カ所整備する

## 指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

### 特例型



- 地域がん診療連携拠点病院、都道府県がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院のそれぞれの類型において、**指定要件の充足状況が不十分であると判断された場合に経過措置的に指定類型を見直す**

小児がん拠点病院等は「拠点病院・中央機関の役割の明確化」「適切な集約化に向けた連携病院類型の見直し」「長期フォローアップ相談支援について」「指定のあり方について」の4つのポイントを中心に見直されました。

## 拠点病院・中央機関の役割の明確化

- 拠点病院は地域ブロック内の小児がん診療体制整備を牽引する
- 中央機関は人材育成、研究開発、中央病理診断についても国内の体制整備を行う

## 適切な集約化に向けた連携病院類型の見直し

- 連携病院類型 1 について、年間新規症例数が20以上の施設を類型1-A、そうでない施設を類型1-Bと分類
- 連携病院での院内がん登録を要件化

## 長期フォローアップ相談支援について

- 長期フォローアップに関する適切な連携体制の整備・検討
- がん・生殖医療を含む小児・AYA世代の相談支援の強化

## 指定のあり方について

- 拠点病院については、コンペティションで優れた病院を指定する
- 連携病院については、指定要件を満たす施設の中から、地域ブロック協議会で議論し拠点病院が指定する

がんゲノム医療中核拠点病院は「診療実績の評価」「新たな技術や体制への対応」「指定に関する課題の整理」を中心に見直しが検討されました。

「指定に関する課題の整理」では、これまで全国で12施設あったがんゲノム医療中核拠点病院に、新たに「がん研究会有明病院」が追加され13病院で2023年4月からスタートすることとなりました。

### 診療実績の評価

- ・がん遺伝子パネル検査の実施数、遺伝カウンセリング等の実施数、がん遺伝子パネル検査後の適切な治療法への到達数
- ・がんゲノム情報センターへの臨床情報登録実績

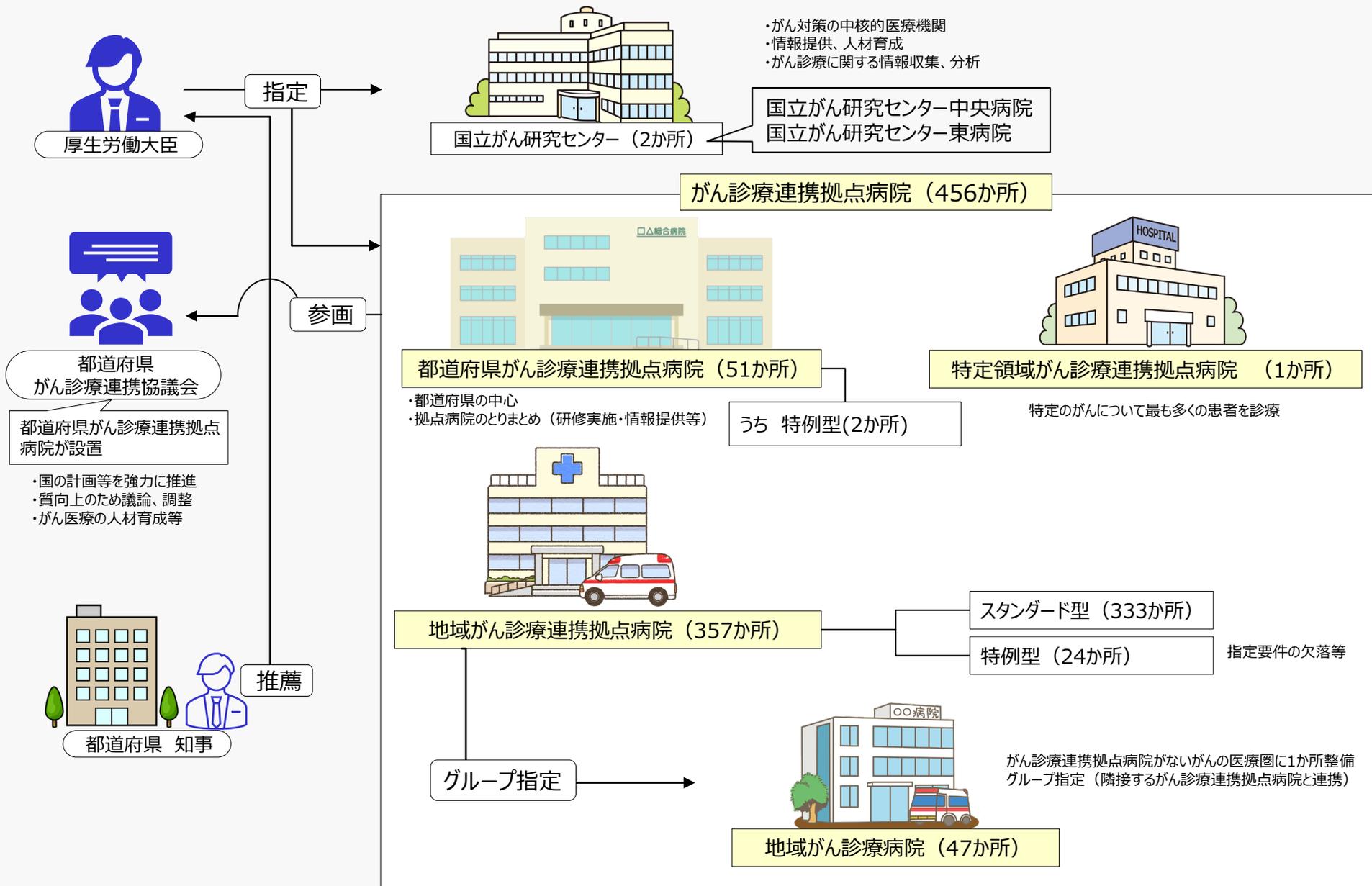
### 新たな技術や体制への対応

- ・リキッドバイオプシーに対応するための人員要件の追加
- ・改訂が想定されるエキスパートパネルの実施要件を、がん・疾病対策課長通知に変更
- ・小児がん連携病院 類型1-Aからの選定を可とする

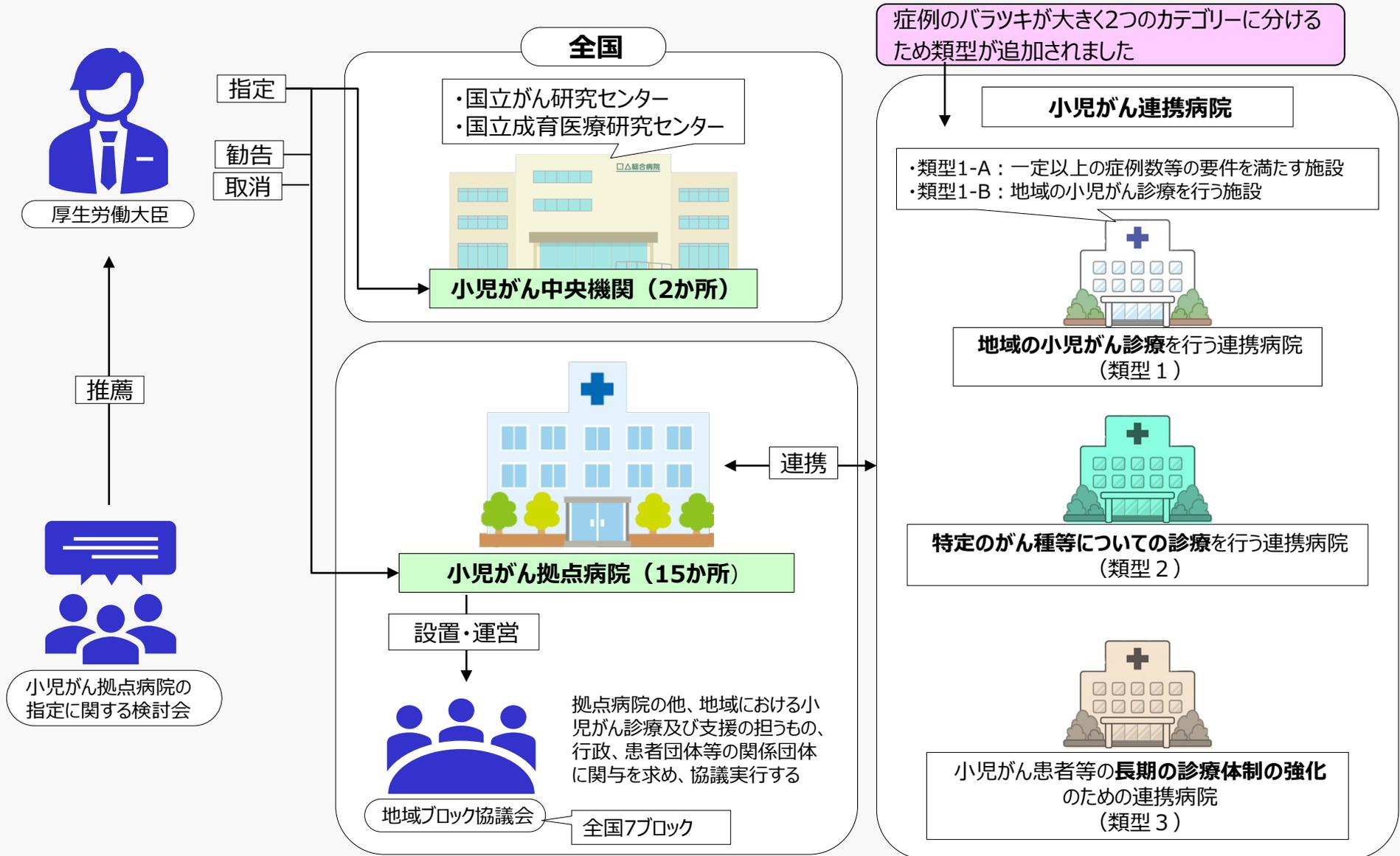
### 指定に関する課題の整理

- ・がんゲノム医療中核拠点病院を全国10か所程度、がんゲノム医療拠点病院を全国30か所程度を意欲と能力のある医療機関の中から選定
- ・がんゲノム医療中核拠点病院等連絡会議の位置づけと役割を明確化

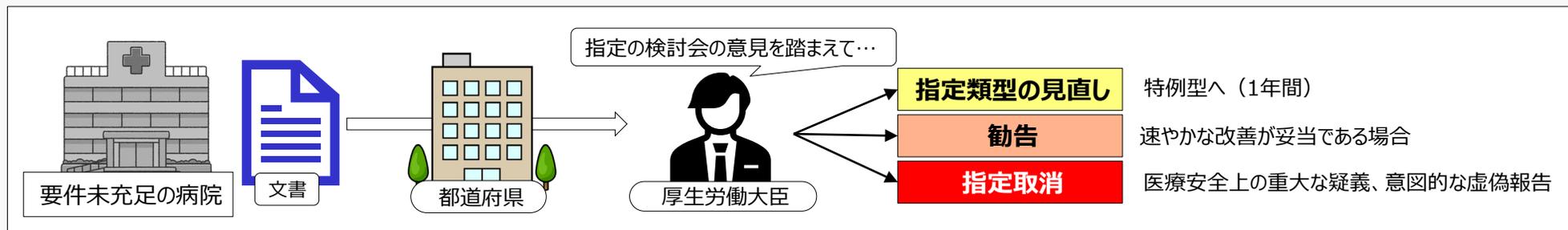
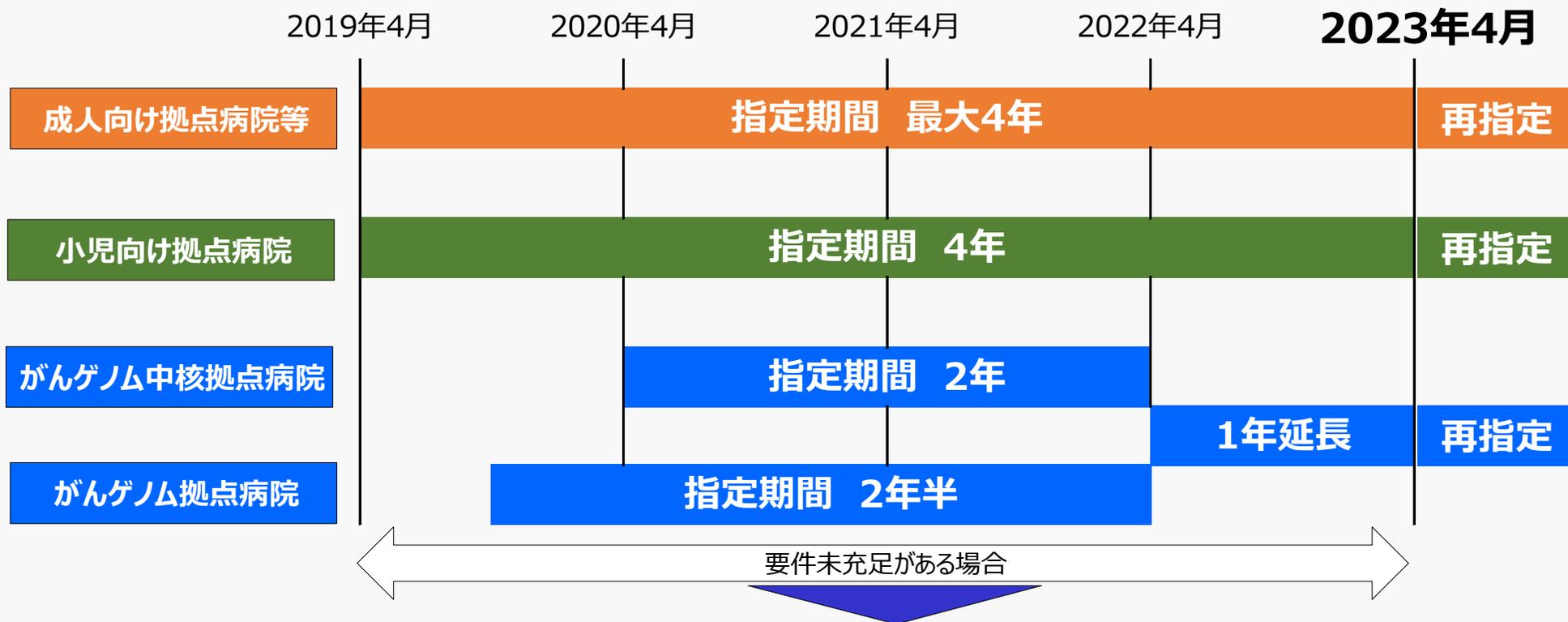
# 成人向け がん診療連携拠点病院等の構成



小児がん患者の数が限られている中、質の高い医療を提供するため、地域バランスも考慮し、拠点病院を全国に15か所程度整備することとされています



- 各拠点病院の指定期間は最大4年とされており、2023年3月末が満期となり、2023年4月より新たな指定期間が始まります。
- もし、新たな指定期間中に要件を充たせない場合は、文書にて都道府県を通して厚生労働大臣に報告しなければなりません。
- 厚生労働大臣は、指定検討会の意見を踏まえて、類型の見直し、勧告、取消のいずれかの決定をします。



【参考資料】 令和3年10月27日 第13回がん診療提供体制のあり方に関する検討会 厚生労働省健康局がん・疾病対策課 「がん診療提供体制について」より

本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

診療報酬では、病院薬剤師を対象とした「がん」に関連する点数があり、勤務経験のある薬剤師の配置の他、チーム医療の参加、必要とされる研修の修了等様々な施設基準、算定要件が設定されています。

分類	項目	主な事項
入院基本料	緩和ケア診療加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和ケアチームの設置</li> <li>・緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師</li> </ul>
	がん診療連携拠点病院加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療連携拠点病院に薬剤師等が参加していることが望ましい</li> </ul>
	術後疼痛管理チーム加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・術後疼痛に係るチームの設置</li> <li>・術後疼痛管理に係る所定研修を修了した専任の薬剤師</li> </ul>
	緩和ケア病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬剤師に対して、実習を伴う専門的な緩和ケアの研修を行っている</li> </ul>
医学管理等	特定薬剤治療管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪性腫瘍の患者であってメトトレキサートを投与しているもの</li> <li>・イマチニブを投与しているもの</li> <li>・リンパ管筋腫症の患者であってシロリムス製剤を投与しているもの</li> <li>・腎細胞癌の患者であって抗悪性腫瘍剤としてスニチニブを投与しているもの 等</li> </ul>
	がん患者指導管理料 (八)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専任薬剤師の配置</li> <li>・5年以上の業務経験かつ3年以上の化学療法の業務経験</li> <li>・40時間以上のがんに係る適切な研修修了</li> </ul>
	外来緩和ケア管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和ケアチームの設置</li> <li>・緩和ケアの経験を有する専任の薬剤師</li> <li>・麻薬投与がん患者に対する薬学的管理、指導等の緩和ケアの経験</li> </ul>
	外来腫瘍化学療法診療料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学療法の調剤経験を5年以上有する薬剤師が勤務</li> <li>・常勤薬剤師の配置</li> </ul>
	↳ 連携充実加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者に抗がん剤等の副作用の発現状況を記載した治療計画等を文書で交付</li> </ul>
	がん治療連携管理料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療連携拠点病院に薬剤師の参加</li> </ul>
	外来がん患者在宅連携指導料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緩和ケア経験有する薬剤師の又は化学療法に係る調剤経験5年以上</li> </ul>
	無菌製剤処置料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2名以上の常勤薬剤師の配置</li> </ul>

本資料は、2023年6月15日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

- 「がん」に関する取組として、医療法における「第8次医療計画」やがん対策基本法における「第4期がん対策推進基本計画」で、今後の対策が練られています。
- 第8次医療計画の5疾病6事業のうち「がん」の医療提供体制については、がん対策基本法の「第4期がん対策推進基本計画」に沿って取り組まれます。
- がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針では、全国どのエリアでも質の高い医療を提供できるよう、基準が定められています。
- 各拠点病院の指定期間は最大4年とされており、新たな指定期間中に要件の未充足がある場合は、厚生労働大臣は、指定検討会の意見を踏まえて、類型の見直し、勧告、取消のいずれかの決定をすることとなりました。
- 医療計画等の他、診療報酬においてもがん拠点病院等に関連する点数も設定されており、がんに対する薬剤師の活躍が期待されています。



# 薬剤師の皆様に見て頂きたい Oncology関連コンテンツのご紹介

会員登録  
不要

「薬剤師のためのBasic Evidence」と「診療現場最前線」  
2つのコンテンツをセットで閲覧することで  
オンコロジー分野の基礎と実践を総合的に学ぶことができます。

## 薬剤師のためのBasic Evidence

各種ガイドラインの薬物療法を中心とし、薬剤師に役立つ内容を分かりやすくまとめています。  
これからオンコロジーを学ぼうとお考えの薬剤師や、基礎的な知識を改めて整理したいという薬剤師にぴったりのコンテンツです。

## 診療現場最前線

さまざまな職種の先生方の取り組みを紹介しているため、処方意図から患者指導まで幅広く実践的な内容を知ることができます。  
薬薬連携実践のヒントも得ることができ、連携にお悩みの薬剤師の参考になるコンテンツです。

## ■ アクセス方法



<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



202300001296

<https://www.nichiiko.co.jp/medicine/oncology-contents/>



日医工がお届けする **Stu-GE** は、

医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける  
テーマ別  
情報一覧

- 診療報酬改定関連の速報情報
- 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- 調剤報酬全点数情報
- 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無料**

いますぐ、会員登録サイトで登録を!!

**会員特典1** メールマガジンの受信

**会員特典2** 会員限定コンテンツの閲覧

スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力



<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>